宅地造成等規制法に関する工事の技術的基準 14 条に基づく一括認定(40 年告示及び通達 )におけるコンクリートブロック練積み造の擁壁図例集

- □宅第 506 号都市部長認可(昭和 58 年 3 月 31 日)
- □NETIS 登録 KT-100010
- □JIS 認証 GB0310006

### (国都防第20号)



自立型小型ブロック 控 35・45・50・55 0.1m<sup>2</sup>/個



自立型中型ブロック (Vロック) 控 35・45・50・55 0.6m²/個、1.0m²/個

令和3年11月

### 千葉県土木コンクリートブロック協会







### まえがき

宅地造成に利用できる擁壁の構造については、宅地造成等規制法施行令で定められています。

擁壁の種類としては、大きく分けて鉄筋・無筋コンクリート造等(施行令第7条)、練積み造(施行令第8条)、これらと同等以上の効力がある国土交通大臣が定める擁壁(施行令第14条)の3種類があります。

このうち国土交通大臣が認める擁壁は特殊な材料または構法による擁 壁で、これまでにコンクリートブロック、補強土壁やプレキャスト鉄筋コンクリート ートL型擁壁、植栽用コンクリートブロック擁壁等が個別に認定されていま す。(個別認定擁壁)

また、昭和40年6月14日建設省告示1485号において中詰めコンク リートを充填するコンクリートブロック練積み造擁壁に関する告示が行われ ており、仕様規定(別添)を定めることにより、一括した大臣認定が行われて います。(一括認定擁壁)

これにより中詰めコンクリート式の製品に対して一定の仕様を満たせば 施行令第8条に規定する練積み造擁壁と同等以上の効力があると判断され、個別認定は廃止されました。

また、近年、ブロック工等の技能者不足からコンクリートブロックの施工が困難になっていることに起因して、中詰めコンクリート式ブロックが大型化していることに伴い、国土交通省において昭和40年告示の第5号に規定する擁壁の壁体曲げ強度の試験体規模について所要の改正(国都防第20号平成30年2月26日通達)が行われたところであり、当図集は、上記法令、技術基準、仕様等を満たした中詰めコンクリート式練積み造擁壁について図面化したものです。

なお、国土交通省通達(国都防第 20 号)により、従来の間知ブロックより大きい中詰めタイプの中型ブロックを使用することが可能となりました。

宅地造成等を計画するにあたってご参考頂ければ幸甚です。

# 宅地造成等規制法施行令の規定に基づき胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定

(昭和 40 年 6 月 14 日 建設省告示第 1485 号)

宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第17号)第15条の規定に基づき、胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の 擁壁は、次の各号に定めるところによる場合においては同令第8条の規定による練積み造の擁壁と同等以上の効力があると認める。

- 1. コンクリートブロックの 4 週圧縮強度は、1 平方センチメートルにつき 180 キログラム以上であること。
- 2. 胴込めに用いるコンクリートの4週圧縮強度は、1平方センチメートルにつき150キログラム以上であること。
- 3. コンクリートブロックに用いるコンクリートの比重は、2.3以上であり、かつ、擁壁に用いるコンクリートブロックの重量は、壁面1平方メートルにつき350キログラム以上であること。
- 4. コンクリートブロックは、相当数の使用実績を有し、かつ、構造耐力上支障のないものであり、その形状は、胴込めに用いるコンクリートによって擁壁全体が一体性を有する構造となるものであり、かつその施工が容易なものであること。
- 5. 擁壁の壁体曲げ強度は、1平方センチメートルにつき15キログラム以上であること。
- 6. 擁壁の勾配及び高さは、擁壁の背面土の内部摩擦角及びコンクリートブロックの控え長さに応じ、別表に定める基準に適合し、 かつ、擁壁上 端
  - の水平面上の載荷重は、1平方メートルにつき500キログラムをこえていないこと。
- 7. 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁前面の根入れ深さは擁壁の高さの 100 分の 20(その値が 45 センチメートルに満たないときは、 45 センチメートル)以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。
- 8. 擁壁が曲面又は折面をなす部分で必要な箇所、擁壁の背面土又は擁壁が設置される地盤の土質が著しく変化する箇所等破壊のおそれのある箇所には、鉄筋コンクリート造の控え壁又は控え柱を設けること。
- 9. 擁壁の背面には、排水をよくするため、栗石、砂利等で有効に裏込めすること。

				- } - [:	四十度以上									匹十度未満	. +										三十度未満	二十度以上				擦角	土の内部摩
7 3 -	11 上五以上	四十五未満	四十以上		満し	三十五以上		三十五未満	三 人 二		四十五以上			四十五未満	U 上 以 上		四十未満」	三十五人上	- - - - - - - - - -	三十五未満	E L		四十五以上			四十五未満	三トエスト	三十五未満	三十以上	メートル)	の空え トブロック リー
七十度未満	七十度以上七十五度未満	七十度未満	七十度以上七十五度未満	六十五度未満	六十五度以上七十度未満	七十度以上七十五度未満	六十五度未満	六十五度以上七十度未満	七十度以上七十五度未満	六十五度未満	六十五度以上七十度未満	七十度以上七十五度未満	六十五度未満	六十五度以上七十度未満	七十度以上七十五度未満	六十五度未満	六十五度以上七十度未満	七十度以上七十五度未満	六十五度未満	六十五度以上七十度未満	七十度以上七十五度未満	六十五度未満	六十五度以上七十度未満	七十度以上七十五度未満	六十五度未満	六十五度以上七十度未満	七十度以上七十五度未満	六十五度未満	六十五度以上七十五度未満	勾配	擁
五以下	三・五以下	五以下	三以下	五以下	四・五以下	二・五以下	五以下	三・五以下	二以下	四・五以下	三以下	二以下	四以下	三以下	二以下	三・五以下	二五以下	一・五以下	三以下	二以下	一・五以下	二・五以下	二以下	一・五以下	二以下	一・五以下	一以下	一・五以下	一以下	高さ(単位メ	· 壁

都道府県·政令指定都市·中核市·施行時特例市 宅地防災行政担当部局長 殿

国土交通省都市局都市安全課長

宅地造成等規制法の施行にあたっての留意事項の改正について

平素より、宅地防災行政にご尽力頂きましてありがとうございます。

昭和40年6月14日付け建設省告示第千四百八十五号では宅地造成等規制法施行令 第14条の規定に基づき、胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の仕様を定めて一括で認定しています。

同告示第 5 号では擁壁の壁体曲げ強度を規定しており、その試験体については、「宅地造成等規制法の施行にあたっての留意事項について(平成 13 年 5 月 24 日国総民発第 7 号)」により通知しているところでありますが、近年、胴込めコンクリートブロックが大型化していることに伴い、試験体規模について別紙 1、2 のとおり所要の改正を行ったので、参考としていただきますようお願いいたします。

熊本県土木部建築住宅局建築課長 熊本市都市建設局都市政策部震災宅地対策課長 殿

国土交通省都市局都市防災対策企画室長

#### 宅地耐震化推進事業における中型ブロックの使用について

熊本地震の被災地においては災害復旧工事等の増加によりブロック工等の技能者不足が生じています。そのため、間知ブロックの施工が困難となっている地域においては、間知ブロックに代えて中型ブロックを使用することがあり得ます。中型ブックの使用にあたっては、経済性のみならず生活基盤の早期復旧などの事業目的を十分に考慮のうえ、宅地造成等規制法第八条の規定に基づく練積み造の擁壁の構造に合致あるいは昭和40年6月14日付け建設省告示第千四百八十五号に基づく仕様を満たしているかを確認してから使用して下さい。

なお、昭和 40 年 6 月 14 日付け建設省告示第千四百八十五号は、胴込タイプのブロックについて仕様を定め、仕様に合致するブロックを一括で大臣認定する規定であり、 擁壁構造の審査に先立ってブロックの仕様が大臣認定擁壁とみなせるかどうか確認を 行う必要があることに留意して下さい。

中 Ш 昭和58年3月3 90 40 子

にた。

報 プロック大洋株式会社 夷隅郡岬町桑田 / 27 / 飯 代表取締役 常 旧 終 承 業 1

宅地造成等規制法施行令の技術基準におけるコンクリ

定めるところにより使用するものであれば支障ないので回答しま 昭和40年6月14日連設省告示第1485号及び下記の各号に 昭和57年/2月20日付けで要望があつたこのことについて, ---トプロック線積み造の縮壁の取り扱いについて

なお、告示の規定に基づく壁体の曲げ強度試験を、実際に使用 する材料,製品を用いて早急に行い報告するよう申し添えます。

+

び千葉県土木部コンクリートプロック品質管理基準に基づき品 質管理し、適合した高木式マルコン間知プロツクとし、控え長 さ35センチメートル以上(壁面重量350キログラム毎平方 / 製品は, 歯社において日本工業規格 (JISA5323) センチメートル以上)を使用すること。

脳込めに用いるコンクリート四週圧縮強度は, 告示の規定に かかわらず180キログラム毎平方センチメートル以上とする

造成事業の許可申請(設計)等及び施工にあたつては事業者 おいても、製品の品質を証明するとともに技術指導を十分に行 及び設計者に対して別途条件を付すが、当該プロック製造者に うにた。

千葉特殊コンクリート工業株式会社 昭和58年4月1日より社名変更 田 極 代表取締役 飯

代表取締役 稅 稅 稅 弘 务 千葉県いすみ市岬町桑田1271 平成、12年4月1日上以 社名凌更 株式会社トッコン

葉

些

#### 【参考資料】

- 1. 宅地造成等規制法における 千葉県都市部長認定
  - | 0 8 | 174 | 8 | 124 | 8 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 12 ....
- 2. 中型ブロックの使用について 3. Vロックの壁体曲げ強度試験 国土交通省(国都防第20号) (平成30年2月26日)



日本大学工学部 (令和3年8月30日)



4. 大学との共同実験による技術資料







5. 参考文献





明日日

国土交通省制定

国土交通省制定

道路土工 擁壁工指針 『社団法人日本道路協会』



新・土と基礎の設計計算演習 『社団法人地盤工学会』

土木構造物標準設計 2 擁壁類 『社団法人全日本建設技術協会』



土質試験の方法と解説 『社団法人土質工学会』

土木構造物標準設計第2巻 解説書 『社団法人全日本建設技術協会』



土質工学ハンドブック 『社団法人土質工学会』

# 建築研究報告\*\*1

REPORT OF THE BUILDING RESEARCH INSTITUTE
NO. 21 MARCH, 1957

Geotechnical Properties of Kanto-Loam & Its Anisotropy
by
Yorihiko OHSAKI; Research Member

Measured Values of Coefficient of Subgrade Reaction and Its Application to Footing Design

Yorihiko OHSAKI; Research Member

Settlement and Crack Observation of Structures in Hiroshima

> by Yorihiko OHSAKI; Research Member

建設省建築研究所

#### 関東ロームの土質工學的性質とその異方性

研究員 大 崎 順 彦

(邦 文 梗 概)

関東ローム層は、東京山手を含めて関東地方における広範囲な部分に分布し、火山灰の堆積物よりなる地層で、ごく地表面附近にある関係もあつて、建築物の支持地盤として広く用いられ、その土質工学的な性質いかんは基礎構造の合理的設計にあたつてきわめて重要なものである。

鑑者は東京における建築地盤の土質工学的性質に関する研究の一環として、まずこの関東ロームを取り上げ、各種の標準的な土質試験をおこなつて見たが、今までに知られている一般の地盤に比して、きわめて特異な性質を示す点の多いことに注目せられたので、ここに取あえず結果の一部をまとめて報告する。

実施した試験の種類は、(1)圧密試験 (2)直接剪断試験 (3)1 恥圧縮試験および (4)液塑性限界試験等であるが、これらの結果は3 図ないし9 図に示されてあり、またこの結果求められた主要な指示土性の値を一括して最後の表2 に掲げてある。

これらの結果より、特に関東ロームの特異な性質として挙げられるものは

- (1) 間隙比の値が e=4 に近くて異常に大きい
- (2) 強度特性としては、粘着力 c=0.5kg/cm² 内外、内部摩擦角  $\phi=40-45$ ° 程度で、比較的高い強度を示すものであるが、これに反して圧縮指数の値が c=1.4-1.8 にも達していて、きわめて圧縮性すなわち沈下の大きい地够でもる

Architectural Institute of Japan

[論 文] UDC: 624, 131, 3 日本建築学会構造系論文報告集

粘性土宅地盛土地盤の圧密非排水せん断強度の推定法※2

正会員 二 木 幹 夫\*

\* 建設省建築研究所 主任研究員 (昭和62年9月10日原稿受理)

図-9. 図-10 は、両試料の破壊時の平均有効主応力  $(\sigma_1' + \sigma_2')_s/2$  とせん断強度  $(\sigma_1' - \sigma_2')_s/2$  の関係を示したも のである。目視により両者の関係を求めると、両試料と も試料の作成方法,締固め方法,締固め含水比によらず, ほぼ同一の破壊線となり、有効応力に関する粘着力成分 (C')は、C'=0と判断してよい。ちなみに、図中の破壊 線から求めた両試料の有効応力に関するせん断抵抗角 は, それぞれ φ'≒40.7°, φ'≒34.7° である。試料 No.1 (関東ローム) については、飽和に近い状態で求められ た既応の試験結果の値とほぼ一致している16)。これに対 し、全応力表示による試験結果の一例を図-11に示す。 また、表-2は  $C_{cu}$ 、 $\phi_{cu}$  の全試験結果を示したものであ る。全応力表示による強度定数 Ccu, Øcu は締固め時の 含水比により変化し、 φ<sub>cu</sub> は約15°~25° (試料 No.1), 約14°~24° (試料 No. 2) また Ccu は約0~0.9 kgf/cm2 (試料 No.1),約0~0.8 kgf/cm² (試料 No.2)となる。 したがって締固め含水比ごとに強度定数が定まり、全応 力表示による強度定数を使用すると実用上は繁雑であ る。No.1, No.2のそれぞれの試料が, 試料の作成方法

# 土質試験の方法と解説\*3

#### 土質試験の方法と解説 <sup>平成2年3月31日</sup>

平成 2 年 3 月 31 日 第 1 刷 発 行 平成 3 年 2 月 28 日 訂正第 3 刷発行 平成 4 年 4 月 20 日 訂正第 4 刷発行 平成 6 年 3 月 15 日 訂正第 5 刷発行

 編集
 土質試験法(第3回改訂版)編集委員会

 発行者
 赤
 井
 浩
 一

 印刷所
 三
 美
 印
 刷
 株
 式
 会
 社

発行所 社団法人 土質工学会 東京都千代田区神田羨路町 2-23 (管山ビル) 郷便番号 1 0 1

© 1990 社団法人 土質工学会 10000-6.3,2000-7,500 ISBN 4-88644-035-5

図-8.2.20 関東ロームの CU 試験結果の例 34)

一方、この試験結果を  $(\sigma_a - \sigma_f)_f/2$  と  $(\sigma_a + \sigma_f)_f/2$  の座標上にプロットするといずれのデータも図-8.2.20 に示すように練返しや二次圧密時間の影響は少なく、原点付近を通る同一線上にあり、 $\sigma'=39.8^\circ$ となっている(特に圧密時間の短い場合は $\sigma'$ は右十小さくなる傾向にある) $\sigma'$ 0. この値は山口ら $\sigma'$ 50. によると 37.6 $\sigma'$ 6 が得られている。これらの試験結果を有効応力による安定解析に適用する場合は、盛土内に発生する間隙水圧をどの程度の精度で予測できるかが問題となろう。

- ※1 建設省建築研究所 建築研究報告№21 1957年5月
- ※2 社団法人日本建築学会 構造系論文報告集第 338号 昭和 63年 6月

電 話 (03)3251-7661 振替口座 東京 4-40786

※3 社団法人土質工学会 土質試験の方法と解説 平成 6年3月15日



改訂三版 宅地造成等規制法の解説 建設省建設経済局民間宅地指導室 監修 社団法人 日本建築士会連合会 発行



宅地防災マニュアルの解説 宅地防災研究会 編集 株式会社 ぎょうせい 発行

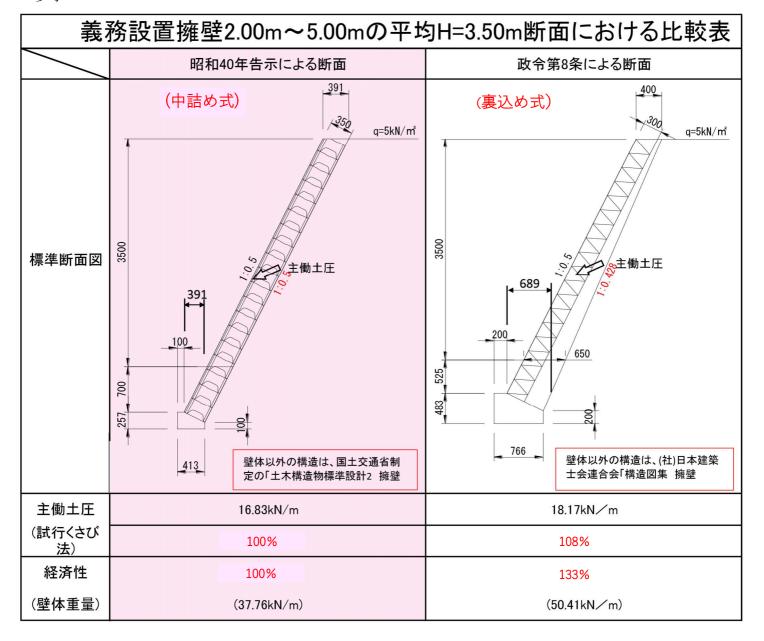


建設大臣認定擁壁図集 建設省建設経済局民間宅地指導室 監修 社団法人 全国宅地擁壁技術協会 編集



構造図集 擁壁

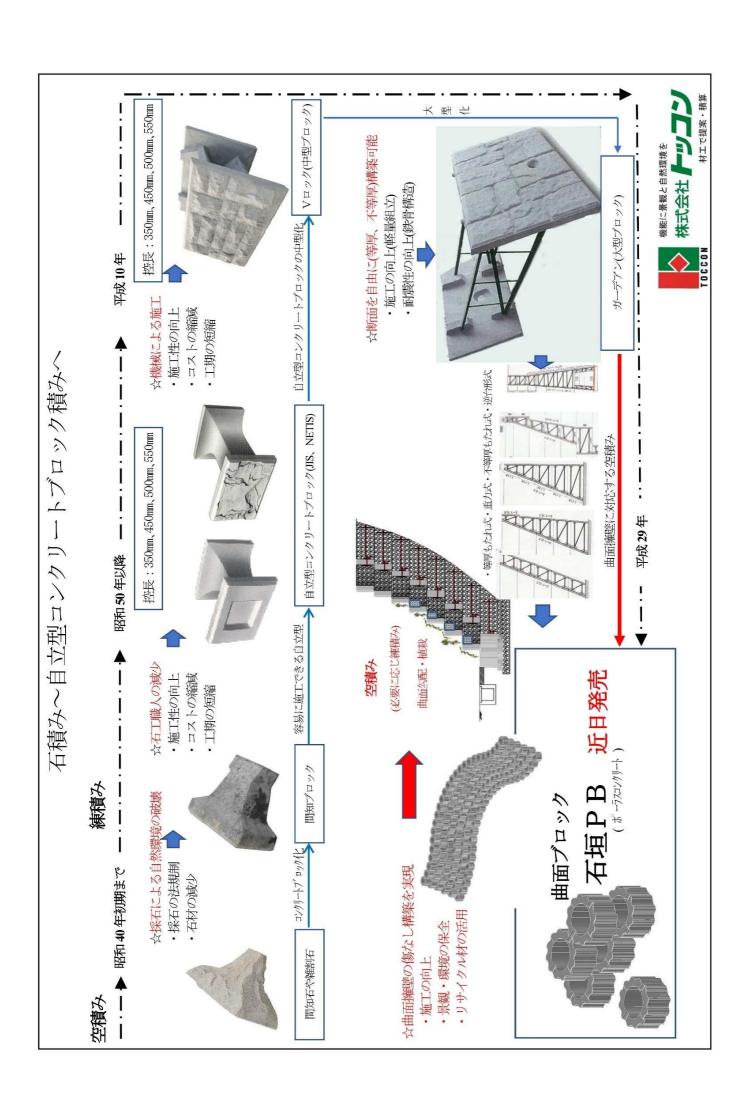
社団法人 日本建築士会連合会 発行

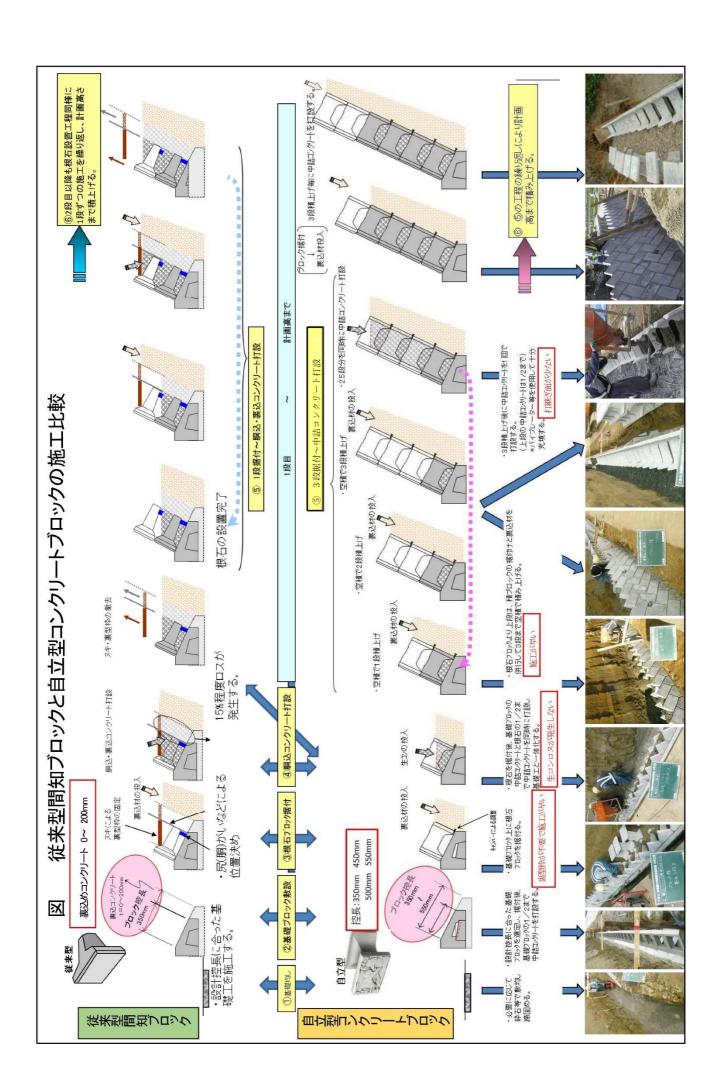


#### 安定計算結果

転倒に対する 安定性	合力作用位置 d=0.60m ≧ B/2=0.196m <b>OK</b>	合力作用位置 d=0.70m ≧ B/2=0.345m <b>OK</b>
滑動に対する 安定性	滑動安全率 Fs=1.79 ≦ Fsp=1.50 <b>OK</b>	滑動安全率 Fs=1.90 ≦ Fsp=1.50 <b>OK</b>
地盤支持力に 対する安定性	地盤反力度 q=118.8kN/m ≦qa=200kN/m <b>OK</b>	地盤反力度 q=94.1kN/m ≦qa=200kN/m <b>OK</b>
まとめ	政令 8 条断面擁壁と 40 年告示断面擁壁を同一設計条 擁壁」構造に準じて安定性について検討した結果は、	を件により、土圧の算定を試行くさび法を用いて「もたれ式 上記のとおりであり、同等と考えられる。

上記より、昭和 40 年告示による中詰めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁は、政令第8条による間知石等練積み造擁壁と機能性(安全性)は同等、国の推進しているアイ・コンストラクションの施策として構造の優位性(構造性、施工性、経済性)において優れている。





## 図例一覧表

q		端の水平面_	上の載荷重に	ま、1 平方 2	メートルに	つき 500 キ	ログラムを	こえていな	いこと
<b>\$</b>		0° <b>〜</b> 30° 未 その他の土質		30 (真砂土、関 他これらに	0°~40°未 類東ローム、 類するもの)	<b>満</b> 更質粘土その	(岩、岩属、	40°以上 砂利又は砂	別まじり砂)
$H \stackrel{\theta}{}$	65°未満	65°~70° 未満	70°~75° 未満	65°未満	65°~70° 未満	70°~75° 未満	65°未満	65°~70° 未満	70°~75° 未満
1.00m 以下			35cm ① ②						
1.50m 以下		35cm 3 4	45cm 7 8			35cm 13 14			
2.00m 以下	35cm (5)	45cm 9	50cm			45cm 19			
2.50m 以下	45cm 11)	50cm	55cm		35cm 15	50cm			35cm 25 26
3.00m 以下	50cm	55cm			45cm 21 22	55cm			
3.50m 以下	55cm			35cm ① 18	50cm				45cm 31 32
4.00m 以下					55cm				50cm
4.50m 以下				45cm 23 24				35cm 20 28	55cm
5.00m 以下	H	に応じた φ であり現地 せん。	l l	50cm			35cm 29 30	45cm 33 34	

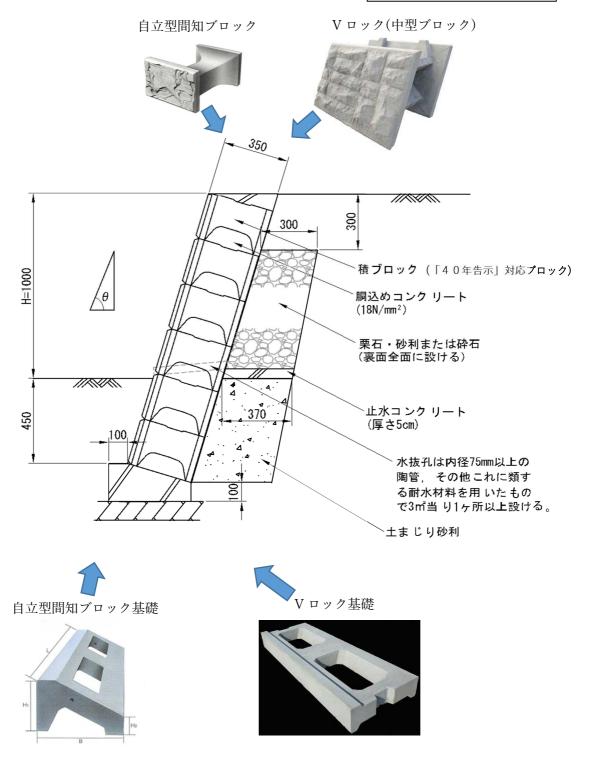
注: 載荷重が 1 平方メートルにつき 500 キロパラムを超える場合、及び 部分は政令第6条から第14条の規定内の運用であり、政令第9条に基づく建設省告示第1449号及び国土交通省制定「土木構造物標準設計2擁壁類」並びに社団法人道路協会発行の「道路土工 擁壁工指針」を準用する。

В

ブロック控長

### 高さH=1.00m以下

∮	=	20°	~	30°	未満
θ	=	70°	~	75°	未満
В	=	35c	m		
q	=	5kN	/m²		
	地	耐力1	lmå≝	4り 4	5kN
	3	盚	土	音	ß



※壁体は、「40年告示」(建設省告示第1485号)による ※壁体以外については、宅地造成等規制法の解説を元に、国土交通省制定「土木構造物標準設計2」を引用

### 図例- 2 高さH=1.00m以下 20° ~ 30° ф 未満 θ 70° 75° 未満 В 35cm $5kN/m^2$ q 地耐力1㎡当り 45kN 切 土 部 自立型間知ブロック Vロック(中型ブロック) 350 300 300 積 ブロック(「40年告示」対応ブロック) H=1000 ·胴込めコンク リート (18N/mm²) 栗石・砂利または砕石 (裏面全面に設ける) 300 450 止水コンクリート 100 (厚さ5cm) 水抜孔は内径75mm以上の 陶管、その他これに類す る耐水材料を用いたもの で3㎡当り1ヶ所以上設ける。 Vロック基礎 自立型間知ブロック基礎

### 図例- 3 高さH=1.50m以下 20° ~ 30° 未満 θ 65° 未満 В 35cm $5kN/m^2$ q 地耐力1㎡当り 55kN 盛 土 自立型間知ブロック Vロック(中型ブロック) 300 栗石・砂利または砕石 H=1500 (裏面全面に設ける) 水抜孔は内径75mm以上の 陶管, その他これに類す る耐水材料を用いたもの で3㎡当り1ヶ所以上設ける。 ↑積 ブロック(「40年告示」対応ブロック) 胴込めコンク リート ///\\\ $(18N/mm^2)$ 420 4 450 止水コンク リート 100 (厚さ5cm) 土まじり砂利 V ロック基礎 自立型間知ブロック基礎

※壁体は、「40年告示」(建設省告示第1485号)による ※壁体以外については、宅地造成等規制法の解説を元に、国土交通省制定「土木構造物標準設計2」を引用

### 図例- 4 高さH=1.50m以下 20° ~ 30° 未満 θ 65° ~ 70° 未満 В 35cm 5kN/m² 地耐力1㎡当り 55kN 切 土 部 自立型間知ブロック Vロック(中型ブロック) 350 //**//** 300 栗石・砂利または砕石 H=1500 (裏面全面に設ける) 水抜孔は内径75mm以上の 陶管、その他これに類す る耐水材料を用いたもの で3㎡当り1ヶ所以上設ける。 **積 ブロック(「40**年告示」対応ブロック) 胴込めコンクリート $(18N/mm^2)$ 300 450 止水コンクリート 100 (厚さ5cm) Vロック基礎 自立型間知ブロック基礎

※壁体は、「40年告示」(建設省告示第1485号)による ※壁体以外については、宅地造成等規制法の解説を元に、国土交通省制定「土木構造物標準設計2」を引用

#### 高さH=2.00m以下

•	=	20°	~	30		未満
θ	=	65°				未満
В	=	35c	m			
q	=	5kN	/mื			
	地而	1カ1	m³当	IJ	70kN	
	Ē	盗	土		部	

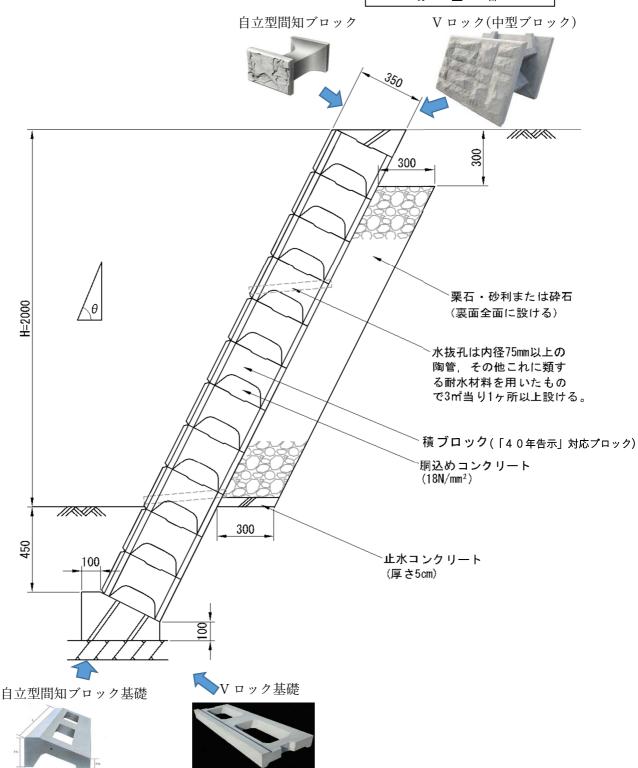
Vロック(中型ブロック) 自立型間知ブロック 300 栗石・砂利または砕石 (裏面全面に設ける) 水抜孔は内径75mm以上の 陶管、その他これに類す る耐水材料を用いたもの で3㎡当り1ヶ所以上設ける。 積ブロック(「40年告示」対応ブロック) 胴込めコンクリート  $(18N/mm^2)$ 470 450 止水コンクリート 100 (厚さ5cm) 土まじり砂利 V ロック基礎 自立型間知ブロック基礎

※壁体は、「40年告示」(建設省告示第1485号)による

※壁体以外については、宅地造成等規制法の解説を元に、国土交通省制定「土木構造物標準設計2」を引用

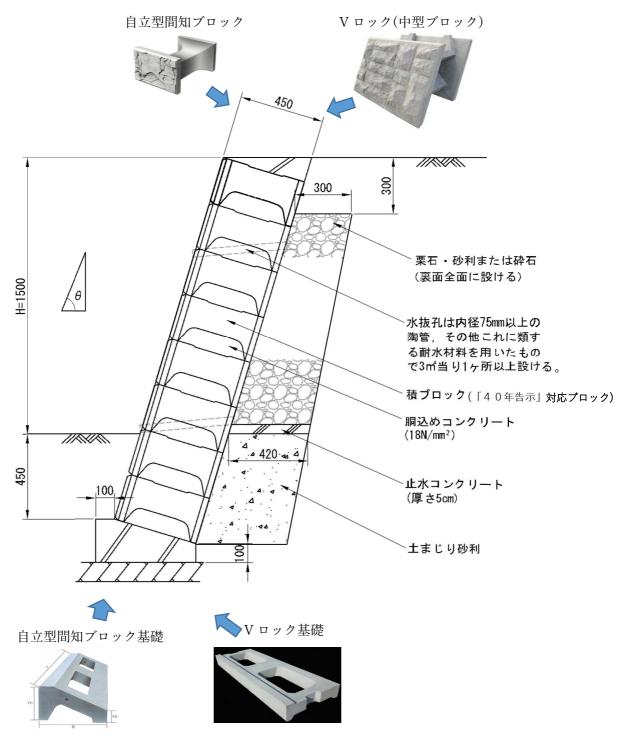
#### 高さH=2.00m以下

•	=	20°	~	30°		未満	ī
θ	=	65°				未満	i
В	=	35c	m				
q	=	5kN	/m²				
	地耐	カ1	m³当	IJ 7	0kN		
	切		土	白	ß		



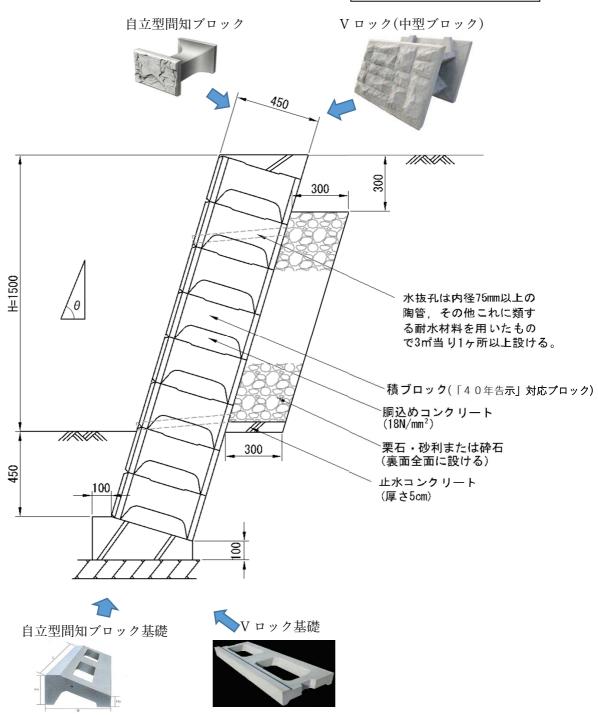
高さH=1.50m以下

<b>6</b>	_	20°	~	30°	未満
_ Ŭ					
θ	=	70°	~	75°	未満
В	=	45c	m		
q	=	5kN	/m²		
	地耐	カ1:	m³当	り 55k	N
	盛	ŕ	土	部	



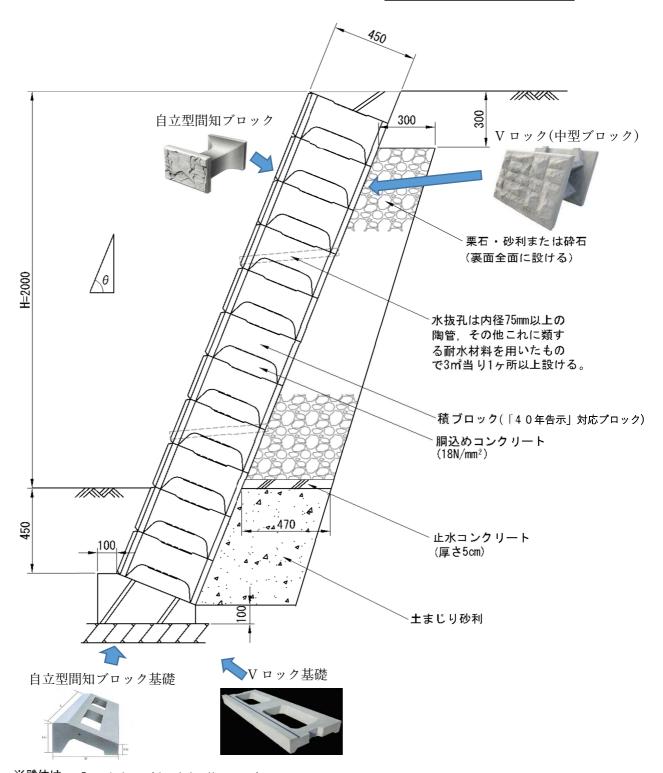
#### 高さH=1.50m以下

<b>9</b>	=	20°	~	30°	未満	
θ	=	70°	~	75°	未満	
В	=	45c	m			
q	=	5kN	/m²			
	地而	カ1	m <sup>i</sup> 当	り 55	5k <b>N</b>	
	切	]	±	部	3	



#### 高さH=2.00m以下

∮	=	20°	~	30°	` 未満
θ	=	65°	~	70°	' 未満
В	=	45cı	n		
q	=	5kN	/m <sup>‡</sup>		
	地而	†カ1	m³当	IJ	70kN
	盛	È	土		部

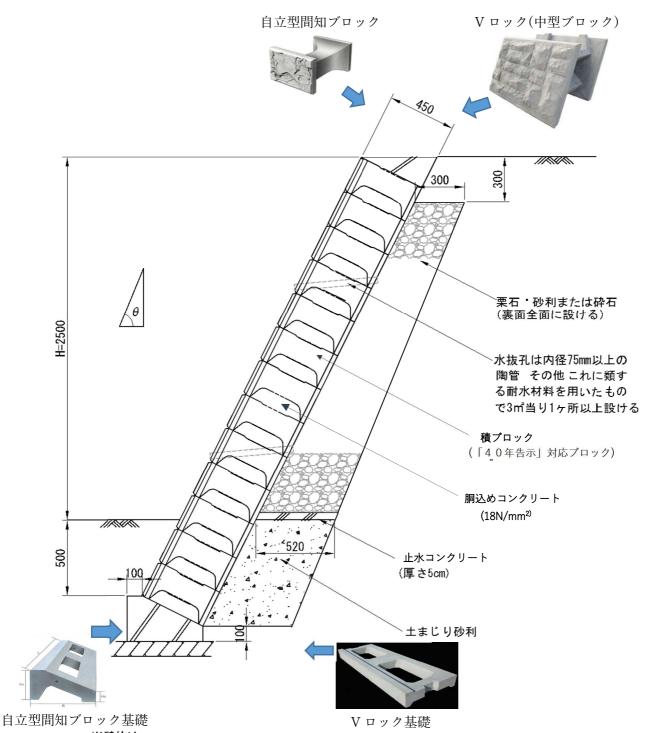


※壁体は、「40年告示」(建設省告示第1485号)による ※壁体以外については、宅地造成等規制法の解説を元に、国土交通省制定「土木構造物標準設計2」を引用

### 図例- 10 高さH=2.00m以下 30° 20° ~ θ 未満 В 45cm $5kN/m^2$ q 地耐力1㎡当り 70kN 土 自立型間知ブロック Vロック(中型ブロック) 450 //**/////** 300 300 栗石・砂利または砕石 (裏面全面に設ける) 積 ブロック (「4 0 年告示」対応プロック) 胴込め コンク リート $(18N/mm^2)$ 水抜孔は内径75mm以上の 陶管、その他これに類す る耐水材料を用いたもの で3㎡当り1ヶ所以上設ける。 300 450 止水コンクリート 100 (厚さ5cm) 自立型間知ブロック基礎 Vロック基礎

#### 高さH=2.50m以下

<b>∮</b>	=	20°	~	30°	=	た満 しゅんしゅう
θ	=	65°			Ē	卡満
В	=	45cm	1			
q	=	5kN/	/m²			
	地而	対力1r	m³当	り 8	5kN	
	Ĭ	-	土	ż	部	



※壁体は、「40年告示」(建設省告示第1485号)による

※壁体以外については、宅地造成等規制法の解説を元に、国土交通省制定「土木構造物標準設計2」を引用

### 図例- 12 高さH=2.50m以下 20° ~ 30° 未満 未満 В 45cm $5KN/m^2$ q 地耐力1㎡当り 85kN 土 自立型間知ブロック Vロック(中型ブロック) ///\\ 300 栗石・砂利または砕石 (裏面全面に設ける) 水抜孔は内径75mm以上の 陶管, その他これに類す る耐水材料を用いたもの で3㎡当り1ヶ所以上設ける。 ↑積 ブロック(「40年告示」対応ブロック) 洞込めコンクリート $(18N/mm^2)$ 300 止水コンクリート 500 (厚さ5cm) 100

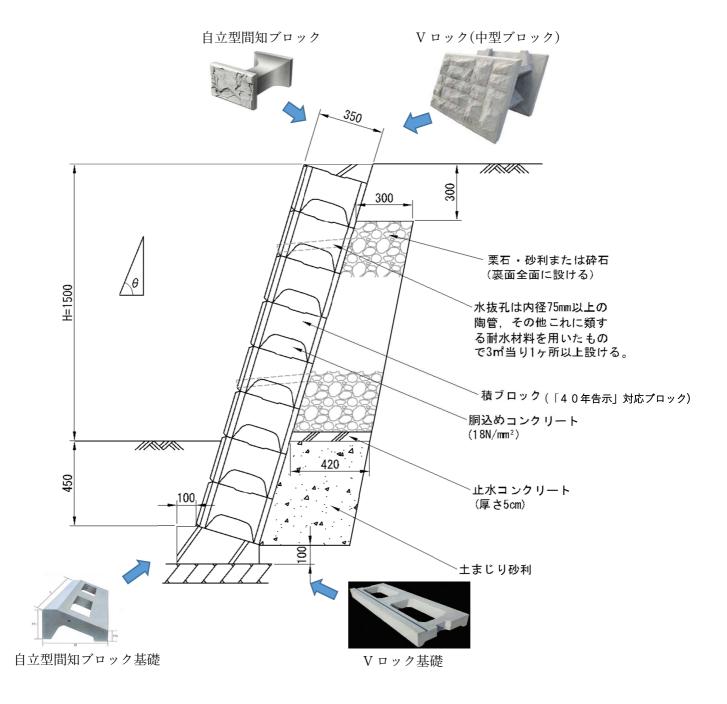
※壁体は、「40年告示」(建設省告示第1485号)による ※壁体以外については、宅地造成等規制法の解説を元に、国土交通省制定「土木構造物標準設計2」を引用

Vロック基礎

自立型間知ブロック基礎

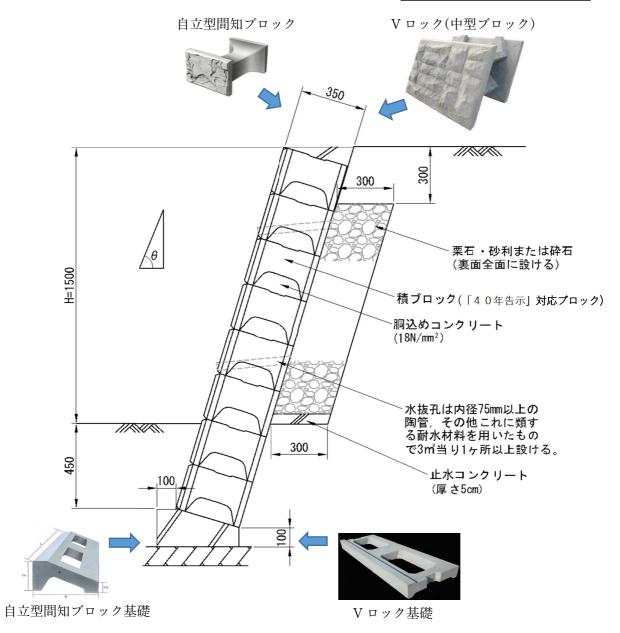
#### 高さH=1.50m以下

<b>∮</b>	=	30°	~	40°	未満
θ	=	70°	~	75°	未満
В	=	35c	m		
q	=	5K	N/m	1	
	地耐	カ1:	m³当	IJ 55	ik <b>N</b>
	盛	È	土	部	3



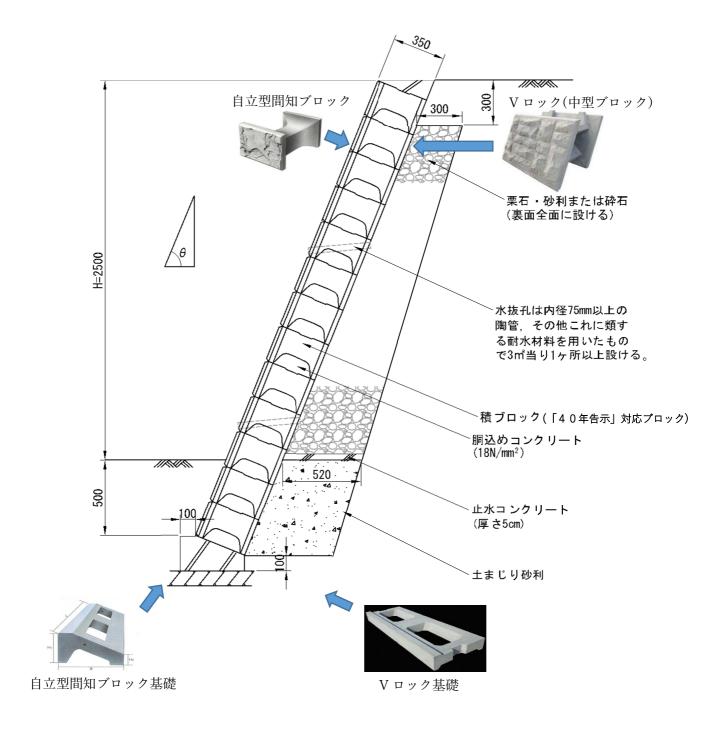
#### 高さH=1.50m以下

<b>∮</b>	=	30°	~	40°	未満
θ	=	70°	~	75°	未満
В	=	35c	m		
q	=	5 <b>K</b>	(N/m	Î	
	地而	†カ1	m³当	IJ 55	5k <b>N</b>
	ţ	IJ	土	白	ß



#### 高さH=2.50m以下

∮	=	30°	~	40°	'	未満
θ	=	65°	~	70°	•	未満
В	=	35cı	m			
q	=	5K	N/m²			
地耐力1㎡当り 80kN						
	뎦	<u> </u>	土		部	



#### 

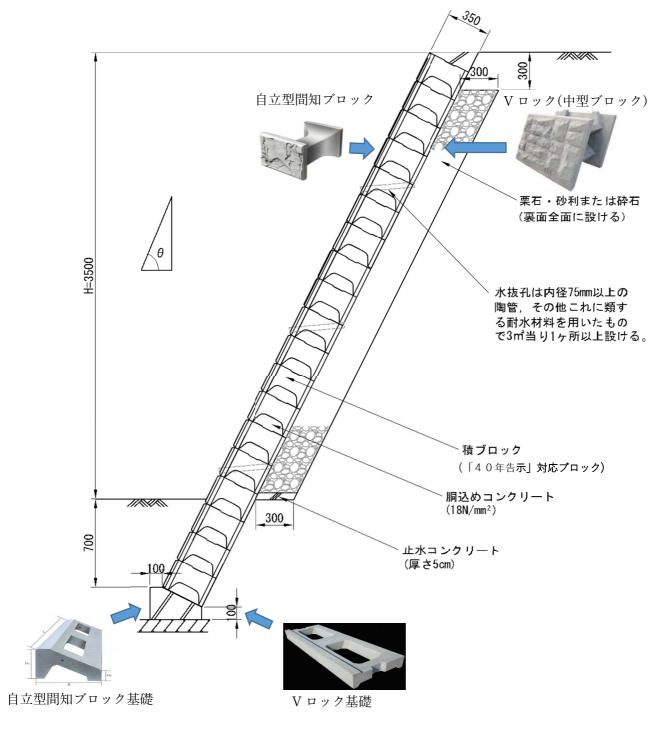
∮ = 30° ~ 40° 未満
 θ = 65° ~ 70° 未満
 B = 35cm
 q = 5KN/m²
 地耐力1㎡当り 80kN
 切 土 部

Vロック(中型ブロック) 自立型間知ブロック 300 栗石・砂利または砕石 (裏面全面に設ける) 水抜孔は内径75mm以上の 陶管, その他これに類す る耐水材料を用いたもの で3㎡当り1ヶ所以上設ける。 ⁻積ブロック (「40年告示」対応プロック) 胴込めコンクリート  $(18N/mm^2)$ 300 500 止水コンクリート (厚さ5cm) 自立型間知ブロック基礎 Vロック基礎

## 高さH=3.50m以下 図例- 17 30° ~ 40° θ 65° 未満 =В 35cm 5KN/m³ 地耐力1㎡当り 110kN 盛 土 Vロック(中型ブロック) 自立型間知ブロック ///\\\ 栗石・砂利または砕石 (裏面全面に設ける) 水抜孔は内径75mm以上の 陶管, その他これに類す る耐水材料を用いたもの で3㎡当り1ヶ所以上設ける。 積ブロック (「40年告示」対応ブロック) 胴込めコンクリート $(18N/mm^2)$ ///\\ 8 止水コ ンクリート (厚さ5cm) 土まじり砂利 自立型間知ブロック基礎 Vロック基礎

#### 高さH=3.50m以下

∮	=	30°	~	40°	未	₹満
θ	=	65°			未	₹満
В	=	35cı	n			
q	=	5K	N/m²			
	地而	<b>対力1</b>	m³当	Ŋ .	110kN	
	ł	刃	土		部	



※壁体は、「40年告示」(建設省告示第1485号)による

※壁体以外については、宅地造成等規制法の解説を元に、国土交通省制定「土木構造物標準設計2」を引用

### 図例- 19 高さH=2.00m以下 = 30° ~ 40° 70° ∼ 75° 未満 В 45cm 5KN/m² 地耐力1㎡当り 65kN 盛 土 部 自立型間知ブロック Vロック(中型ブロック) ///\\ 300 300 栗石・砂利または砕石 (裏面全面に設ける) 水抜孔は内径75mm以上の 陶管, その他これに類す る耐水材料を用いたもの で3㎡当り1ヶ所以上設ける。 ↑積 ブロック(「40年告示」対応ブロック) 胴込めコンクリート $(18N/mm^2)$ //**/////** 450 100 止水コンクリート (厚さ5cm) 土まじり砂利

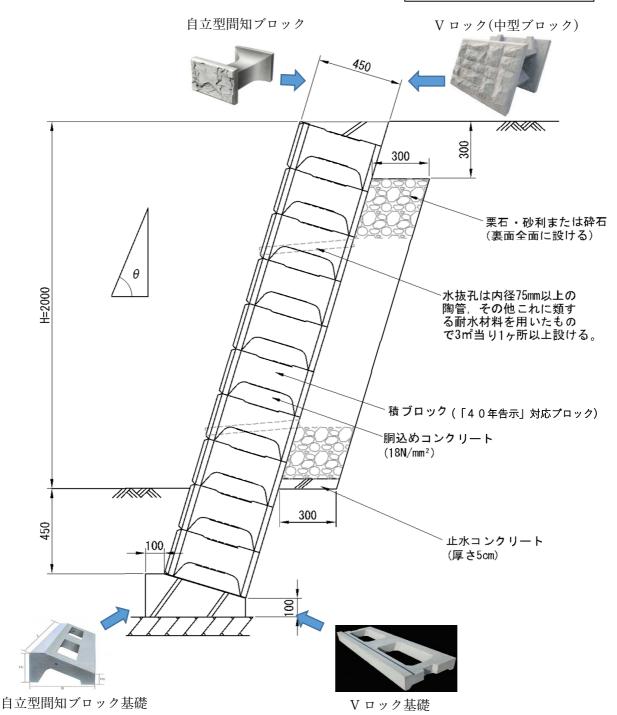
※壁体は、「40年告示」(建設省告示第1485号)による ※壁体以外については、宅地造成等規制法の解説を元に、国土交通省制定「土木構造物標準設計2」を引用

Vロック基礎

自立型間知ブロック基礎

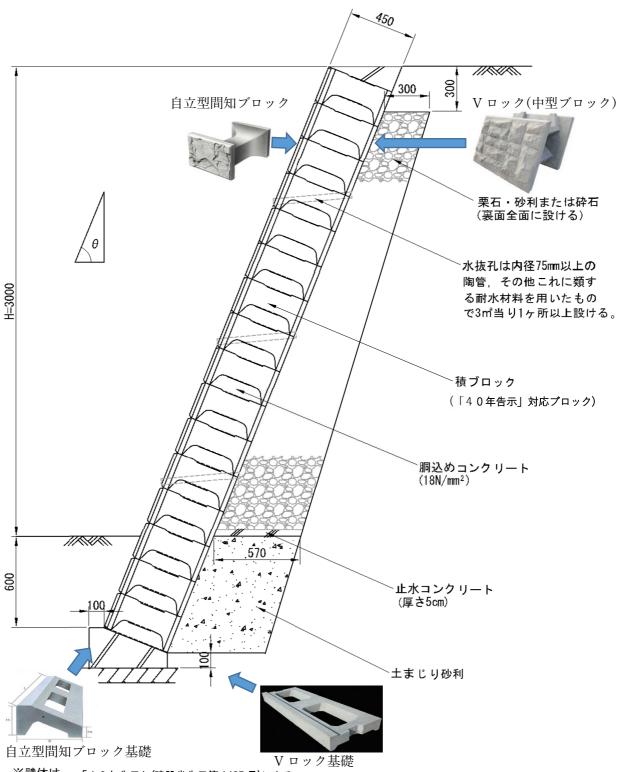
#### 高さH=2.00m以下

<b>∮</b>	=	30°	~	40°	未満	
θ	=	70°	~	75°	未満	
В	=	45c	m			
q	=	5K	N/m	1		
地耐力1㎡当り 65kN						
	切	]	±	部		



#### 高さH=3.00m以下

6	=	30°	~	40	0	未満
A	_	65°	~	70		未満
<u> </u>				70		<b>/</b> \/\
В	=	45c	m			
q	=	5 <b>K</b>	N/m²			
地耐力1㎡当り 95kN						
	뎦	<u>k</u>	土		部	



※壁体は、「40年告示」(建設省告示第1485号)による

※壁体以外については、宅地造成等規制法の解説を元に、国土交通省制定「土木構造物標準設計2」を引用

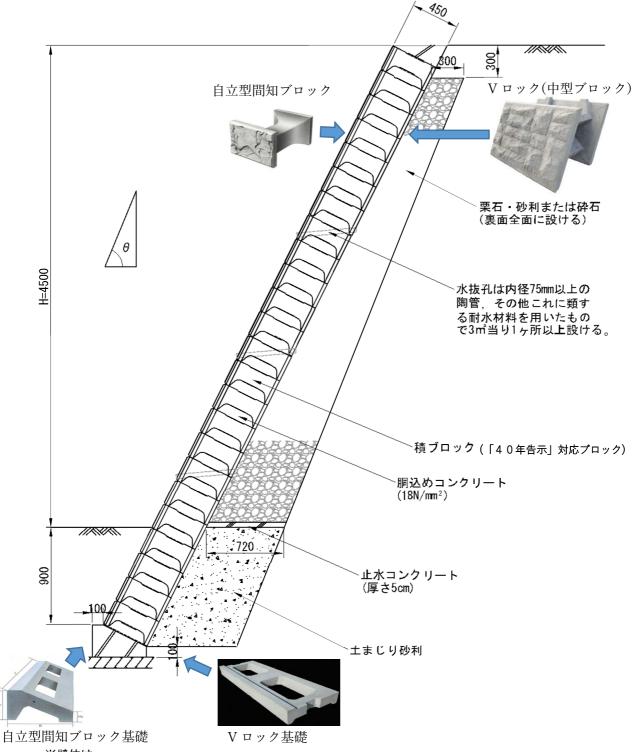
### 図例- 22 高さH=3,00m以下 30° ∼ 40° 未満 θ 65° 70° 未満 В 45cm $5KN/m^2$ q =地耐力1㎡当り 95kN 土 450 300 Vロック(中型ブロック) 自立型間知ブロック 300 栗石・砂利または砕石 (裏面全面に設ける) 水抜孔は内径75mm以上の 陶管、その他これに類す る耐水材料を用いたもの で3㎡当り1ヶ所以上設ける。 積 ブロック(「40年告示」対応ブロック) 胴込めコンク リート $(18N/mm^2)$ 300 009 止水コンクリート (厚さ5cm) 自立型間知ブロック基礎 Vロック基礎

※壁体は、「40年告示」(建設省告示第1485号)による ※壁体以外については、実地造成等規制法の解説を示に、国土交通公制室「一

※壁体以外については、宅地造成等規制法の解説を元に、国土交通省制定「土木構造物標準設計2」を引用

#### 高さH=4.50m以下

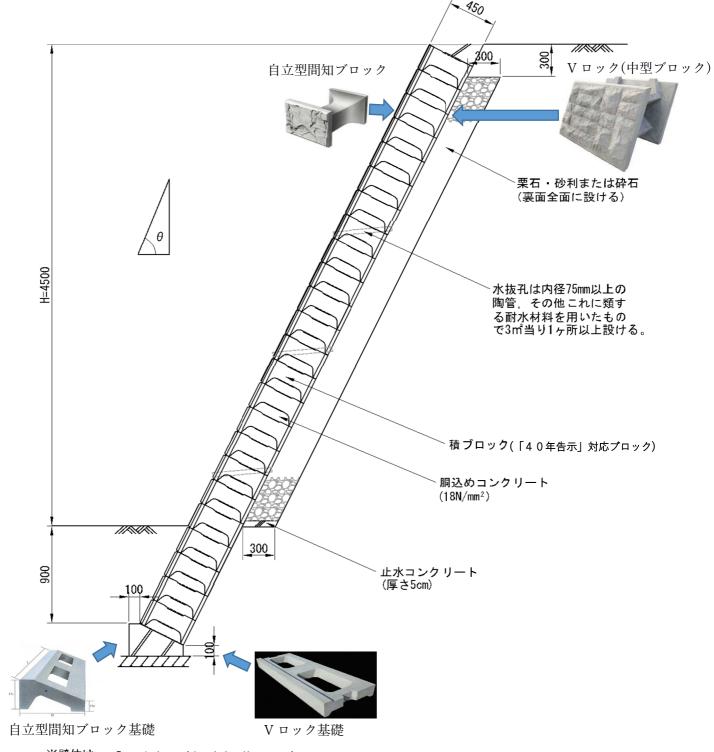
∮	=	30°	~	40°	未満
θ	=	65°			未満
В	=	45c	m		
q	=	5K	N/m	2	
	地面	付力1	m³当	り	40kN
	i	盚	土		部



※壁体は、「40年告示」(建設省告示第1485号)による

#### 高さH=4.50m以下

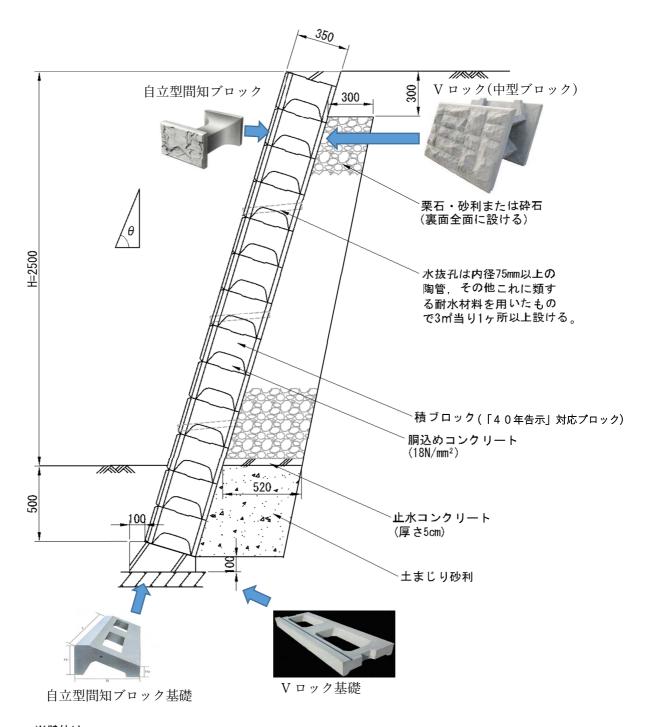
∮	=	30°	~	40°	未満
θ	=	65°			未満
В	=	45c	m		
q	=	5 <b>K</b>	N/m²	1	
	地而	†カ1	m <sup>*</sup> 当	り 1·	40kN
	ţ	IJ	土	Ė	FIS.



※壁体は、「40年告示」(建設省告示第1485号)による

高さH=2.50m以下

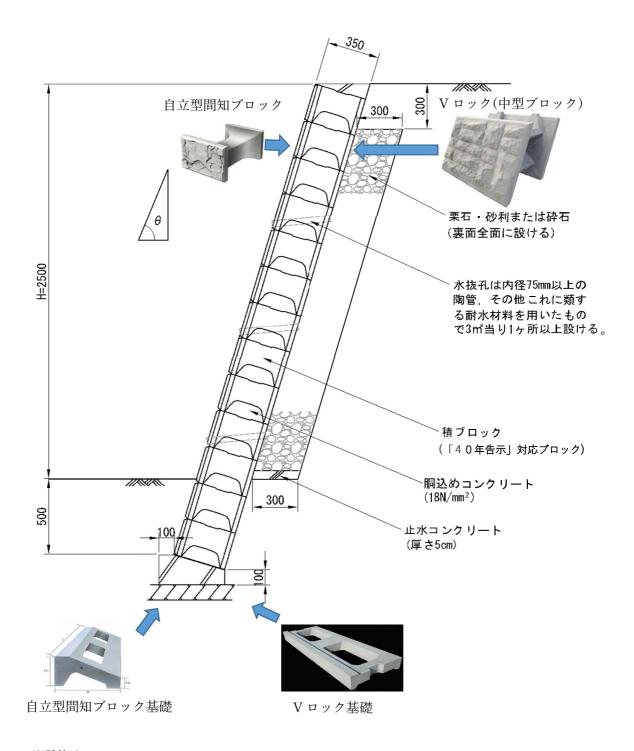
<b>∮</b>	=	40°		以上
θ	=	70° ~	75°	未満
В	=	35cm		
q	=	5KN/	mt	
地	耐力1	mi当り	75kN	
<u> </u>	4	盛土	_ 部	



※壁体は、「40年告示」(建設省告示第1485号)による ※壁体以外については、宅地造成等規制法の解説を元に、国土交通省制定「土木構造物標準設計2」を引用

高さH=2.50m以下

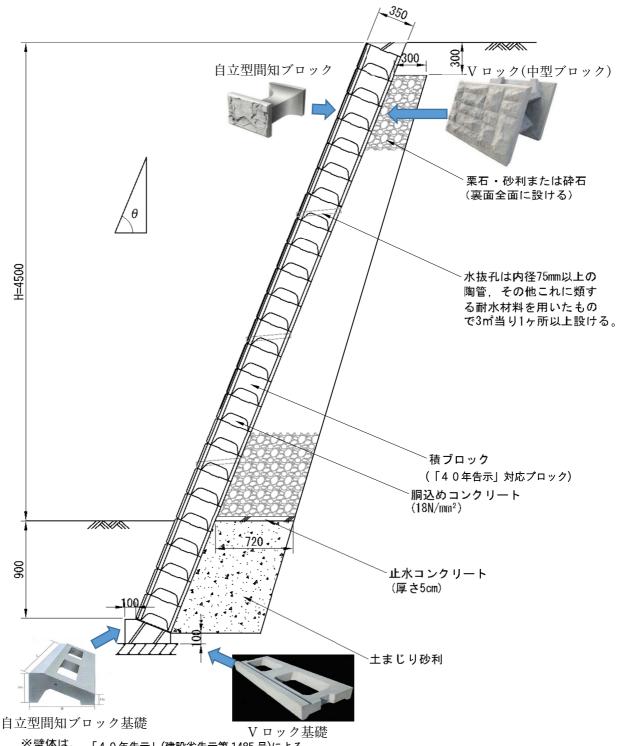
<b>∮</b>	=	40°				以上	
θ	=	70°	~	75°		未満	
В	=	35c	m				
q	=	5K	N/m	Ì			
	地耐	カ1r	nfl当	IJ 7	5kN		
	切		土	拧	ß		



※壁体は、「40年告示」(建設省告示第1485号)による

#### 高さH=4.50m以下

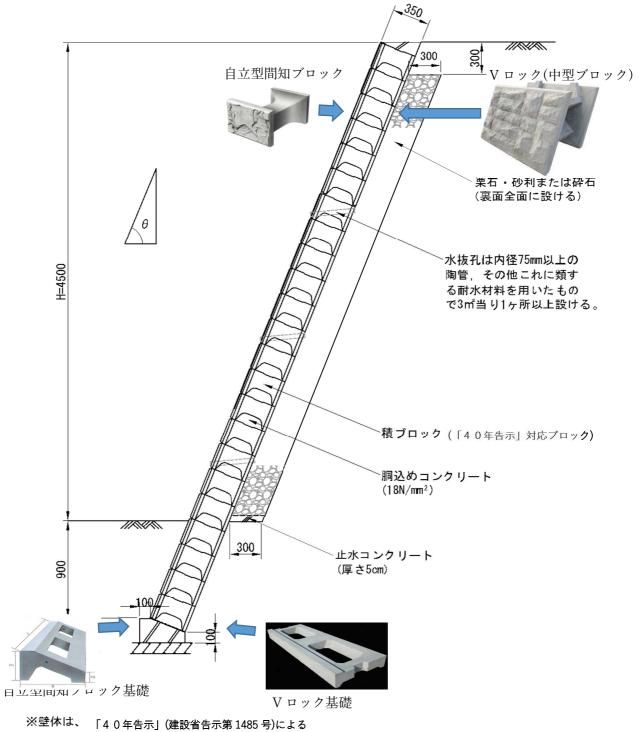
<b>∮</b>	=	40°			以上	
θ	=	65°	~	70°	未満	
В	=	35c	m			
q	=	5K	N/m²	1		
	地耐	カ1r	m³当	り 12!	5k <b>N</b>	
	2	k E	土	部	3	



※壁体は、 「40年告示」(建設省告示第1485号)による

## 高さH=4.50m以下

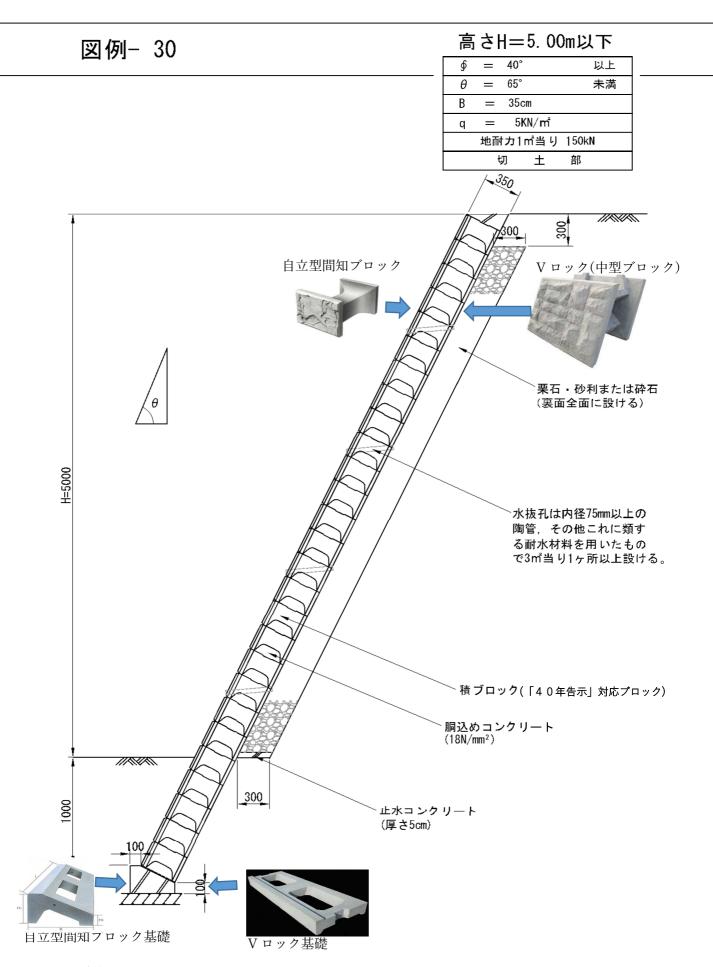
∮	=	40°			以上	
θ	=	65°	~	70°	未満	
В	=	35c	m			
q	=	5K	N/m	1		
	地耐	カ1 <sub>1</sub>	m³当	り 12!	5k <b>N</b>	
	ţ	IJ	土	部	3	



# 高さH=5.00m以下 図例- 29 65° 未満 θ В 35cm 5KN/m³ q 地耐力1㎡当り 150kN 350 // /300 S 自立型間知ブロック ロック(中型ブロック) 栗石・砂利または砕石 (裏面全面に設ける) 水抜孔は内径75mm以上の 陶管、その他これに類す る耐水材料を用いたもの で3㎡当り1ヶ所以上設ける。 ⁻積 ブロック(「4 0 年告示」対応ブロック) 胴込めコンクリート $(18N/mm^2)$ ///\\ 1000 止水コンクリート (厚さ5cm) 土まじり砂利

自立型**的解析**はック基礎告示」(建設省告示第1485号)による ※壁体以外については、宅地造成等規制法の解説を元に、国土交通省制定「土木構造物標準設計2」を引用

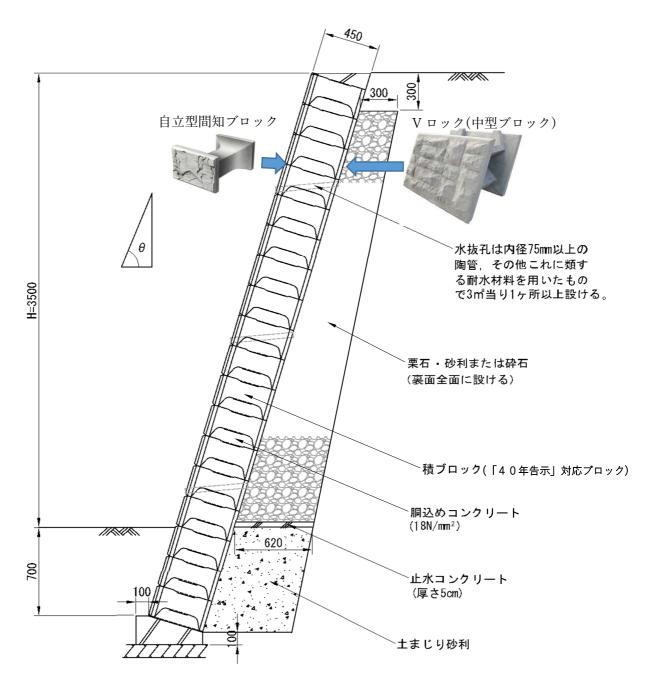
Vロック基礎



※壁体は、「40年告示」(建設省告示第1485号)による ※壁体以外については、宅地造成等規制法の解説を元に、国土交通省制定「土木構造物標準設計2」を引用

高さH=3.50m以下

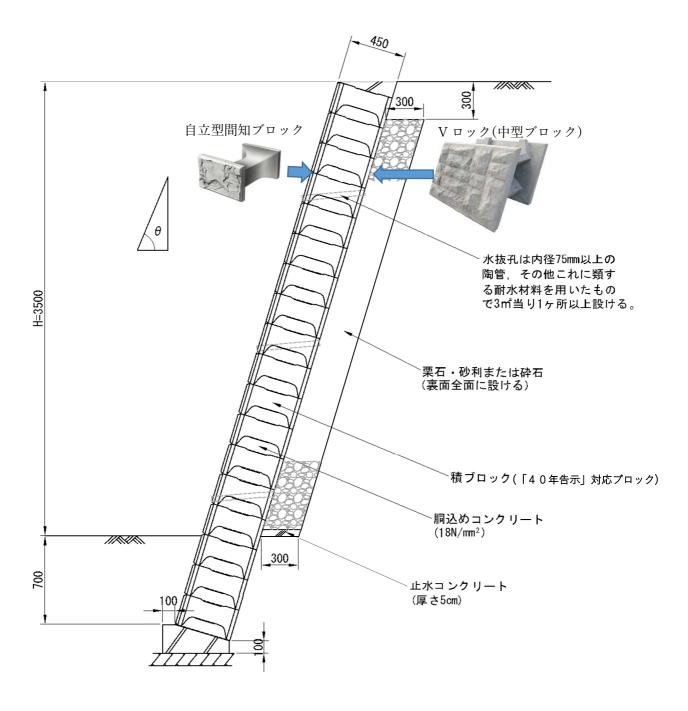
∮	=	40°			以上	
θ	=	70°	~	75°	未満	
В	=	45c	m			
q	=	5 <b>K</b>	(N/m	Ì		
	地耐	lカ1i	mf当	り 10	OkN	
	Ī	盚	土	剖	3	



※壁体は、「40年告示」(建設省告示第1485号)による ※壁体以外については、宅地造成等規制法の解説を元に、国土交通省制定「土木構造物標準設計2」を引用

高さH=3.50m以下

<b>∮</b>	=	40°			以上	
θ	=	70°	~	75°	未満	
В	=	45c	m			
q	=	5K	N/m	1		
	地耐	カ1r	n³当ι	り 100	kN	
	切	]	土	部		

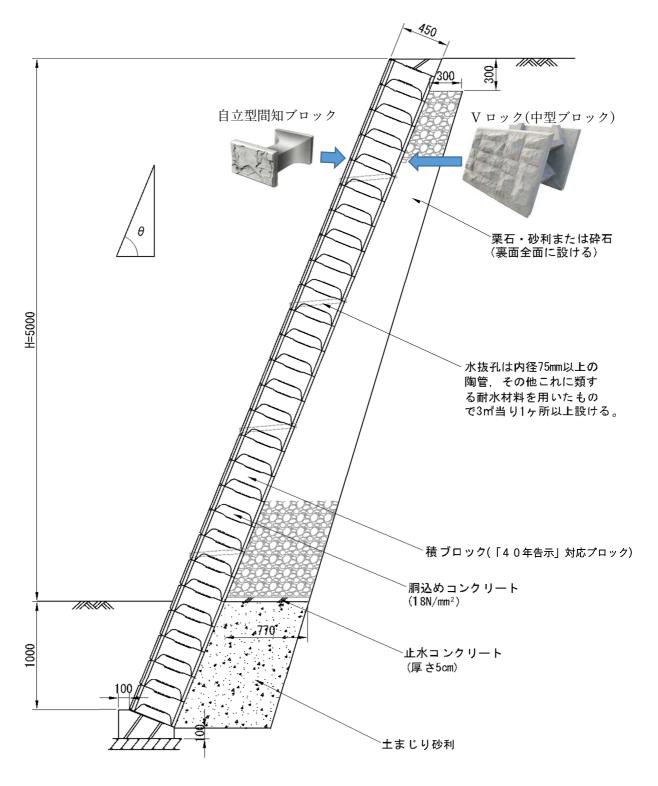


※壁体は、「40年告示」(建設省告示第1485号)による ※壁体以外については、宅地造成等規制法の解説を元に、国土交通省制定「土木構造物標準設計2」を引用

図例-	33
-----	----

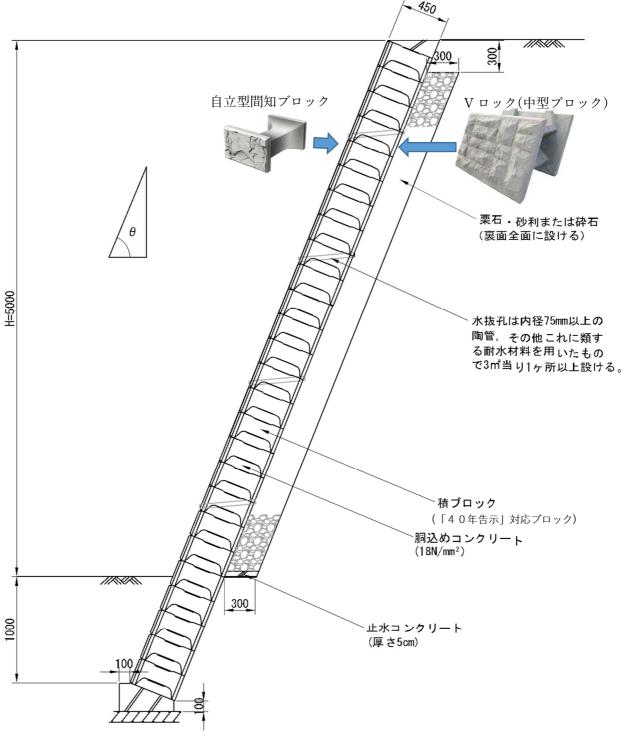
高さH=5.00m以下

<b>∮</b>	=	40°			J	以上
θ	=	65°	~	70°	ź	未満
В	=	45c	m			
q	=	5K	N/m	2		
	地耐	カ1r	m³当	IJ 1:	45kN	
	7	ž.	土	7	部	



※壁体は、「40年告示」(建設省告示第1485号)による

図例- 34	高さH=5.00m以下
	∮ = 40° 以上
	θ = 65° ~ 70° 未満
	B = 45cm
	$q = 5KN/m^2$
	地耐力1㎡当り 145kN
	切 土 部



※壁体は、「40年告示」(建設省告示第1485号)による

